

指定障害福祉サービス事業所等に対する運営指導委託業務  
企画提案公募要領

1 委託の目的

沖縄県が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）（以下、「障害者総合支援法」という。）第11条第2項、及び児童福祉法第57条の3の3第4項の規定に基づき実施する運営指導（以下「運営指導」という。）、について、一部業務を委託することで運営指導の体制を強化し、自立支援給付対象サービス等及び指定障害児通所支援の質の確保並びに自立支援給付及び障害児通所支援給付費の適正化を図る。

2 委託の内容

別紙「企画提案仕様書」のとおり。

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日までとする。

4 企画提案上限額

15,119,940円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

5 契約の方法

本委託業務に関する企画提案を募集し、沖縄県が設置する委託先候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、応募者の順位を決定し、最上位の応募者から順に契約に係る協議を行い、協議内容が合意した時点の応募者（以下、「受託予定者」という。）と契約する。

6 応募の無効

次の要件のいずれかに該当する場合は、応募を無効とする。

ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合

イ 応募資格を有すると偽った場合又は応募資格を失った場合

ウ 提出書類に虚偽の内容が記載されていた場合

エ 複数の法人による共同体（以下、「コンソーシアム」という。）による応募の場合、応募書類の提出時点から受託予定者の決定に係る審査の間に代表法人の変更が生じた場合

## 7 応募資格、条件

以下の条件を全て満たす法人であること。

- ① 応募時点までに障害者総合支援法第11条の2第1項及び児童福祉法第57条の3の4第1項に基づく指定事務受託法人の指定を受けていること、又は契約締結日までに当該指定を受けること。
- ② 沖縄県内に事務所を有していること。
- ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む）の規定に該当しないこと。
- ④ 地方自治法施行令第167条の4第2項に基づく沖縄県の指名停止措置を受けていない法人であること。
- ⑤ 国税及び都道府県税に未納のないこと。
- ⑥ コンソーシアムの場合は、書面による協定を締結し、本公募に係る代表法人を定めていること。また、代表法人については、①～⑤の全てを満たし、代表法人以外の構成員については、③～⑤の全てを満たすこと。

## 8 応募の手続

本委託の提案に応募する者の受付手続等は、以下のとおりとする。

### (1) 質問書の受付・回答

- ① 受付期間  
公募開始日 ～ 令和8年4月10日（金） 15時
- ② 提出方法  
質問書【様式11】によりメールで提出すること。
- ③ 送付先  
<aa029017[@]pref.okinawa.lg.jp>  
※[@]は@に置き換えてください。  
※メール件名に「指定障害福祉サービス事業所等に対する運営指導委託業務の企画提案に関する質問」と記載すること。
- ④ 回答  
令和8年4月13日（月）までに障害福祉課ホームページに掲載予定。

### (2) 応募書類の提出

- ① 公募期間  
公募開始日 ～ 令和8年4月20日（月） 17時
- ② 提出方法  
持参又は郵送により提出すること。  
※郵送の場合は簡易書留等到着確認が可能な手段をとるものとし、公募期間内に到着するよう送付すること。
- ③ 提出先  
〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2 3階  
沖縄県生活福祉部障害福祉課（担当：當山）

## 9 応募書類など

### (1) 応募書類及び提出部数

#### ① 応募書類

下記のアからクまでの書類について、8部提出すること  
(正本1部(片面印刷)、写し7部(片面印刷))

- ア 企画提案応募申請書・【様式1】
- イ 会社概要表……………【様式2】
- ウ コンソーシアム構成書(コンソーシアムの場合に限る)……………【様式3】
- エ 類似・関連事業実績書(過去3年以内)……………【様式4】
- オ 執行体制図……………【様式5】
- カ 企画提案書……………(任意様式)
- キ 事業実施スケジュール表……………(任意様式)
- ク 経費見積書……………【様式6】

- ※ イ及びエの書類について、コンソーシアムの場合は構成員毎に提出すること。
- ※ アからクを一連にして8部(片面印刷)作成し、各書類の間にインデックスで間仕切りを入れた上で、長辺左側に穴をあけ、1部ずつフラットファイルに綴って提出すること。
- ※ 審査員が容易に理解できるよう、図表を多く用いるなど工夫し、説明は簡潔にすること。
- ※ A4版縦置き・横書きを基本とし、必要に応じてA4版横置き・横書きを可とする。ただし、グラフや表等は必要に応じてA3版にして織り込むなど、見やすいよう適宜工夫すること。

#### ② 添付書類

下記のアからクまでの書類について、2部提出すること  
正本1部(片面印刷)、写し1部(片面印刷)

- ア コンソーシアム協定書(写し)(コンソーシアムの場合に限る)……………(任意様式)
- イ 委任状(コンソーシアムの場合に限る)……………【様式7】
- ウ 誓約書……………【様式8】
- エ 定款及び寄附行為(法人格を有しない場合は、運営規約に相当するもの)
- オ 応募者の概要が分かるもの(会社案内等)
- カ 直近3事業年度の決算報告書(貸借対照表、損益計算書等)又はこれに類する書類
- キ 直近3年間の都道府県税、消費税及び地方消費税について滞納がないことを確認できる書類
- ク 労働保険、健康保険及び厚生年金保険に加入していることが確認できる書類(加入義務がない場合を除く)。なお、社会保険に加入義務がない場合は、その理由に関する申出書【様式9】を提出すること。
- ※ ウからクの書類について、コンソーシアムの場合は構成員毎に提出すること。

※ キ及びクの書類については、様式8：別添「参加資格要件確認書類」を参照のこと。

※ アからクを一連にして2部（片面印刷）作成し、各書類の間にインデックスで間仕切りを入れた上で、長辺左側に穴をあけ、1部ずつフラットファイルに綴って提出すること。

③ その他書類【提出部数：1部】

ア 受理票……………【様式10】

※ 障害福祉課で提出書類を受理確認後、当該受理票を返戻する。

イ 質問書……………【様式11】

(2) 留意事項

① 企画提案書に記載する内容については、今後の契約の基本的な方針となるため、経費見積書の積算見積金額で実現が確約できることのみ表明すること。なお、受託予定者の選定後であっても、応募者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合は、契約を締結しないことがある。

② 1団体が提出できる企画提案書は、1提案とする。

③ 応募にかかる一切の費用は、応募者の負担とする。

④ 提出後の差替えは、県が補正等を求める場合以外は不可とする。

⑤ 提出のあった企画提案書については、返却しない。

なお、企画提案書は、本件に係る委託事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的に使用しない。

⑥ 提出のあった企画提案書について、公文書開示請求があった場合は、沖縄県情報公開条例に基づき開示する。

10 スケジュール

日 程	内 容
令和8年4月7日（火）	公募開始
令和8年4月10日（金） 15時	質問提出期限
令和8年4月20日（月） 17時	応募書類提出期限
令和8年4月28日（火）（予定）	審査開催日（プレゼンテーション）
令和8年4月30日（木）（予定）	審査結果通知

11 委託候補者の選定について

(1) 選定の方法

① 沖縄県生活福祉部に設置する選定委員会において応募者のプレゼンテーションに基づき審査を行い、応募者の順位を決定する。

② 応募者のプレゼンテーションに基づく審査は、提出された書類に基づく事前の書類審査を行い、合格した応募者を対象に行う。なお、プレゼンテーションについては、提出期限までに提出された上記9の応募書類を基に行うものとし、それ以外に提出された書類等については、審査対象外とする。

- ③ 審査にあたり、事前に沖縄県職員をもって、企画提案の内容を確認するための聴き取りを行うことがある。
- ④ 選定委員会は非公開で行い、審査経過に関する問い合わせには一切応じない。
- ⑤ 一定水準を満たした企画提案がない場合、該当者なしとする場合がある。

## (2) 主な評価項目

- ① 適合性：  
企画提案の内容について、本委託業務の趣旨と合致していること。
- ② 具体性：  
業務実施の方法が妥当であり、財政基盤など必要な業務遂行能力を有していること。
- ③ 実行性：  
事業成果を効果的に達成するための事業実施体制を整備し、十分な専門的知見を有していること。
- ④ 経済性：  
本委託業務を実施するに当たり、妥当な積算となっていること。
- ⑤ 実績：  
本委託業務を遂行するに当たり、十分な実績及び成果があること。

## (3) 審査（プレゼンテーション）の概要

- ① 日 時：令和8年4月28日（火）（予定）
- ② 場 所：沖縄県庁内会議室
- ③ 説明内容：提出した書類に基づき行うこと。
- ④ 説明者：1応募者当たり3名以内
- ⑤ 説明時間：1応募者当たり10分程度、質疑10分程度を想定。
- ⑥ 結果通知：審査結果は、沖縄県から電子メールで送信後、追って書面にて通知する。

## 12 契約

### (1) 契約の締結

受託予定者と業務内容及び契約金額を協議した上で、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約を締結する。

### (2) 契約金額

契約金額については、受託予定者から見積書を徴収し、沖縄県が定める予定価格の範囲内において決定する。なお、提出された経費見積書と同額とならない場合がある。

### (3) 契約金額の支払方法

受託者から提出される実績報告書を基に、受託者が業務の実施に要した経費等から支払うべき額を確定する「精算」の方法をとる。なお、契約締結後、契約金額の一部について概算払請求を行うことができる。

### (4) 契約条項

受託予定者との協議事項とする。

### (5) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付する必要がある。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項の各号のいずれ

れかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

### 13 その他

- (1) 次のいずれかの事項に該当する応募者は、受託予定者に選定しない。受託予定者に選定された後に該当することが発覚した場合は選定を取り消すこととする。
  - ① 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
  - ② 本公募要領に違反すると認められる場合
  - ③ その他担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合
  - ④ 他の提案者と応募提案の内容又はその意志について相談を行った場合
  - ⑤ その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合
- (2) 書類提出に当たって使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は、軽微な変更を除き、原則として認めない。
- (4) 応募書類の作成・提出に要する経費等、本事業の応募に要した経費については、応募者の負担とする。
- (5) 提出された応募書類については返却しない。
- (6) 今回の公募は、応募者の順位を決定するものであり、契約を保証するものではない。
- (7) 審査内容や経過等については公表しない。
- (8) 審査の結果については、応募者に対して文書で通知する。
- (9) 本件について検討すべき事項が生じた場合は、沖縄県（障害福祉課）と受託予定者が別途協議して決めるものとする。
- (10) その他詳細は、別紙「企画提案仕様書」による。